

刑事訴訟法 (配点 40 点)**【問題】**

以下の【事例】を読み、【設問】に答えなさい。

【事例】

被告人甲は、令和 2 年 1 月 7 日、覚せい剤使用の被疑事実で通常逮捕された。警視庁八王子警察署所属の B 警部補及び C 巡査らは、甲を覚せい剤所持の疑いでも検挙したいと考え、同日甲方を捜索差押令状に基づき捜索したが、覚せい剤は発見されなかった。

同月 9 日、取調べを受けた甲が覚せい剤の使用を否認したことから、何としても覚せい剤を発見したいと考えた B 警部補らは、甲の供述次第では再度甲宅を捜索する捜査方針が決定していたのにも関わらず、「覚せい剤所持では再逮捕も家宅捜索もしない。ここだけの話にするから、覚せい剤の保管場所を教えてください。」などと説得し、これに対し甲は、逮捕等しないのであれば、覚せい剤の保管場所を聞く必要はないではないかなどと応答した。このようなやり取りが何回か繰り返され、B 警部補らは何度も「再逮捕はしないから、参考までに覚せい剤の保管場所を話してくれ。君が話してくれないなら、君と同棲している君の彼女に話を聞くことになる。場合によっては彼女も逮捕ということになるが、君が素直に話せばそれだけはないようにしてやる。」などと述べた。甲は、このままでは、甲方に住む交際相手乙が警察から事情聴取を受けることになり、迷惑をかけてしまうと考え、B 警部補らの言うことを信じ、甲宅洗濯機の背面に覚せい剤を隠してある旨の供述をした (被告人の自白)。

そこで、B 警部補らは、上記被告人の自白を記載した捜査報告書を疎明資料として令状を請求し、同日中に裁判官から捜索差押許可状の発付を受け、甲方を捜索した。捜索の結果、甲の供述どおり、洗濯機の背面から覚せい剤を発見し、これを差押え、さらに、甲を覚せい剤所持の被疑事実で再逮捕した。

【設問】

上記【事例】における被告人の自白の任意性を検討しつつ、下線部の覚せい剤について、証拠能力が認められるか論じなさい。